

JAL不当解雇撤回国民共闘の会費制度について

＝ 第 3 回総会で確認 ＝

1. 会費と会計年度

(1) JAL 不当解雇撤回国民共闘として独自の財政を確立するため、会費または定期的組織カンパの制度を導入する。

①年会費は1口2,000円とし、組織実態に応じた「応分の負担」ができる制度とする。

②会費に替えて定期的組織カンパで納入する場合は、加盟各団体の方針あるいは慣例にしたがって年1～2回納入する。

(2) 会計年度を12月～11月とし、本年(2011年)12月より、会費および定期的な組織カンパ制度の運用を開始する。

2. 制度の柔軟な運用(会費の納入単位と減免)

(1) 国民共闘は会費のない状況で発足した経緯があることから、「財政負担がない共闘組織であり、多くの団体が加盟組織として名前を連ねることが、当面の大きな支援になる」との立場から、傘下の加盟組織に、支部、分会等々、細かい組織単位での加盟を推進してきた加盟団体も少なくありません。こうした状況を踏まえ、会費納入単位については、共闘会議の参加登録単位とは区別し、例えば「支部分会等をまとめて本部単位で会費を納入する」といった運用を行う。

また、会費という形で支払いが困難な団体においては、会費に替え定期的な組織カンパで納入する制度を併用する。

(2) 国民共闘は、JAL 解雇撤回闘争の持つ国民的意義を明らかにして共闘会議への参加を呼び掛けた「呼び掛け」に応え、「JAL の不当解雇は許せない」として、大小様々な幅広い団体が結集して発足しました。こうした発足の原点を踏まえ、運用に際しては、財政負担の厳しい団体については、個別に柔軟な対応（上述の会費に変わるカンパに加え、会費の減免等）を行い、無理が生じない制度運用を行う（会費は申告制とする）。

会費の振込先

振込先金融機関：中央労働金庫 蒲田支店

講座番号：普通預金 3854640

口座名：JAL 不当解雇撤回国民共闘 代表 津恵正三

JAL不当解雇国民共闘 会費申告書

※必要事項を記載し FAX=03-5737-7819 に送付ねがいます。

下記の通り申告します。

団体名

担当者名

連絡先

1. 財政納入単位の申告

【申告内容】

<記入例等>

「加盟組合を含め、航空連を財政納入単位とします」等、具体的に分かりやすく記入願います。

2. 会費の口数及び減免等の申告

(○で囲み必要事項記入してください)

①会費(口数) _____ 口

②カンパで納入

③減額を申告 _____ 円/年

④免除を申告

以上